

## 市長専決処分事項の指定の概要

### 1 制定理由

通年議会の導入に伴い、市長に委任する専決処分事項を指定するため。なお、現在の市長専決処分事項の指定について（平成5年3月25日議決）は、令和6年3月31日限り廃止する。

### 2 市長に委任する事項

- (1) 市が当事者である和解で、その目的の価格が300万円以下のもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの
- (3) 法令の改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項又は用語の引用箇所を整理するための条例の改正（改正の内容に市の裁量の余地がなく、必然的に改正を要するものであって、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。）
- (4) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修、工事又は支援活動に係る歳入歳出予算の補正
- (5) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正

### 3 施行日

令和6年4月1日からとする。